

日々の生活の中で……

- ① 必要に応じたあいさつ、返事ができるようにします。
- ② 時間を意識した行動ができるようにするとともに、忘れ物がないようにします。
- ③ 公共の施設や乗り物を利用できるようにするとともに、利用のマナーを身に付けます。
- ④ 必要に応じて交流学級の授業への参加の機会を増やすとともに、定期考査、復習テスト等では通常の学級で一緒に参加するようにします。
- ⑤ 総合的な学習の時間や作業学習等を通して、働く力（意欲、持続力、人とかかわる力等）を養います。
- ⑥ 高等学校等や特別支援学校の見学や体験入学、あるいは施設や職場の見学や体験学習等を通して、進路に対する意識を育てます。



教職員（学校）は……

- ① 校内実習や職場体験では、目的・意義を考え、積極的に計画・立案します。
- ② 本人・保護者と一緒になって相談や話し合いを早期から十分に行い、生徒の将来や悩みなどに耳を傾けます。
- ③ 高等学校等や特別支援学校高等部等への進学のための情報を得て、準備や手続きを確実に行います。



保護者は……

- ① 子供と年齢相応に接し、自分でできることが増えるように支援します。手伝いなど家庭での役割を決めてやらせるようにし、褒めることで自信や責任感を養います。
- ② 進路志望調査や面談等により、我が子に合った進路の方向を考えます。
- ③ 本人と共に高等学校等や特別支援学校高等部等の見学、進路相談を積極的に行います。



【高等学校（全日制）】

・全日制高等学校の修業年限は3年で、1日に6時間から7時間程度の授業があります。学ぶ内容等の違いにより、普通科、専門学科、総合学科に分けられます。

【高等学校（定時制）】

・夜間定時制課程と昼間定時制課程とがあり、自分の生活のペースに合わせて学べるようになっています。修業年限は3年以上ですが、4年間で卒業するのが一般的です。
*なお、全日制も定時制も原則学年制で、それぞれの学年で取る単位数が決められており、試験をクリアするなどして一定の単位を取ることで次学年に進むことができます。

【専修学校、各種学校】

・専修学校は、「工業」「農業」「医療」「衛生」「教育・社会福祉」「商業実務」「服飾・家政」「文化・教養」の8つの分野があり、それぞれ実践的な職業教育、専門的な技術教育を行っています。
・専修学校の高等課程（3年以上）で学びながら、同時に技能連携している通信制高校の単位を取ることでより高等学校卒業資格が取得できる制度もあります。
・各種学校は、教養、料理、裁縫などの分野を教育するもので、修業期間は1年以上が原則です。



※高等学校、専修学校、各種学校の受験について

・受験時における配慮等は、中学校から受験する学校へ直接申し出るようにします。
・特別支援学級在籍生徒の進学の相談や出願・受験については通常の学級と同じ扱いになります。高等養護学校や特別支援学校（校舎を含む）と併願できる場合もあります。詳しくは、各校の募集要項で確認してください。
・特別支援学級在籍生徒の評定をつけるにあたっては、通常の学級における各教科の評価規準を基に評価し評定をつけます。

【公共職業訓練施設】

・希望する職種について、必要な知識・技能を習得することができます。
・自己の能力で適応できる職種の中から訓練科目等を決めて、見学会に参加し情報を得るようにします。
・職業訓練校への入校は就職扱いとなるため、出願を含めて入校への手続きは、ハローワークが窓口となります。選考内容については知的障害者は適性検査と面接で、身体障害者はその他に一般教養テストがあります。特別支援学校高等部卒業後、この訓練校に入校する生徒もいます。
・春日台職業訓練校は、知的障害者を対象としており、応募資格は療育手帳（BまたはC判定）の取得と、寮生活のできる身辺整理が可能です。

